

令和7年度実施協働事業負担金の課題部門設定課題

■ 困難な問題を抱える女性の早期発見から自立まで切れ目のない支援強化

【福祉子どもみらい局共生推進本部室】

(提案趣旨)

令和6年4月1日施行「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援法」)により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)が支援の対象となることから、多様な困難を抱える幅広い年代の女性への周知・支援が必要となる。

<現状>

女性が抱える様々な「困難な問題」について、DV 被害、障害、高齢、ひとり親、生活困窮、ひきこもり等については、県としてそれぞれの分野の施策として相談・支援等の取組を実施している。

しかし、それらの困難な問題を複合的に抱えた女性が複数分野にわたる支援につながりにくく、困難な状況を未然に防ぐための取組は十分にできていない。

また、女性支援法で支援の対象となる当事者のうち、

- ・孤独・孤立や生活困窮、居場所がない、デート DV や悪質ホストクラブ問題等の被害を受けている等の困難を抱えた若年女性等
- ・居所不定やDV・虐待被害等で支援が必要にもかかわらず行政や医療につながっていない妊産婦
- ・困難な問題を抱えているが、どこに相談したらよいか分からない女性や、行政に相談しようと思わない女性

等が、特に支援につながっていない。

<課題>

困難な問題を抱える女性は解決すべき課題が一つというケースは稀であり、多様で複合的な問題(シングルマザーや生活困窮の女性の就労・住居問題、外国人女性の離婚問題、若年層の悪質ホストクラブ問題、家族間の暴力、支援が必要な妊産婦、孤独・孤立等)を抱えている。女性支援法の成立により、支援対象者が拡大されたことから、当事者それぞれの多様な困難への対応を行うには、行政だけでは行き届かないため、様々な支援の特色を持つボランティア団体との協働が不可欠である。

さらに、民間団体の柔軟性のある支援や、蓄積された知見や経験を活かし、互いに補完し合いながらきめ細やかな支援を実施することは、女性支援法の基本方針でも求められている。

そこで、幅広い県民に周知・広報を行い、多様な支援を実施するため、困難な問題を抱える女性への支援を実施する NPO 等が築いたネットワークや支援手法等を活かし、行政機関だけでは対応が行き届きにくいところへの柔軟性のある支援によって課題解決を図る必要がある。

情報が届きにくい人や支援につながりにくい人に対しての周知の方法のほか、公的な支援につながるための周知啓発、女性と社会をつなげるための居場所づくり、アウトリーチ活動、SNS やチャットを使った相談・自立支援等についても事業提案を募集したい。

<想定する事業・取組の例>

- ・支援につながりにくい若年層や、今日的な課題であるデート DV・悪質ホストクラブ問題等の被害を受けている方への周知・啓発、相談・一時保護・自立支援等
- ・幅広い県民に向けた暴力の未然防止のための周知・啓発
- ・DV 加害者プログラムの実施
- ・様々な困難な問題を抱えている女性への相談窓口や支援策の周知
- ・困難な問題を抱えた女性へのアウトリーチ(相談支援につながっていない人への働きかけ)や、居場所づくり等の社会とのつながり支援
- ・多様な困難を抱えた当事者の状況に応じた相談・自立支援等
- ・予期せぬ妊娠や、孤立等の問題を抱えた妊産婦を行政や病院につなぎ、継続して心理的支援や同行等を行う寄り添い型支援

■ 男性や性的マイノリティの DV 被害者への支援

【福祉子どもみらい局共生推進本部室】

(提案趣旨)

<現状>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、「DV 被害者」の性別を問わず対象としており、県では「県立かながわ男女共同参画センター」を「神奈川県配偶者暴力相談支援センター」と位置づけ、女性だけではなく男性の DV 被害者の相談などを行っており、性自認が女性又は男性の DV 被害者についても、性自認に応じた相談窓口で対応している。

DV 被害者の緊急時における一時保護は、女性相談支援センターが行うこととされているが、同じく「神奈川県配偶者暴力相談支援センター」である県立女性相談支援センターは、女性や性自認が女性であるトランスジェンダーの人、その同伴家族しか利用することができない。

また、現在の制度では、男性や性自認が男性であるトランスジェンダーの DV 被害者の一時保護を行う公的施設はなく、被害者が加害者から避難し、安心して自立を目指すことができる場所が非常に少ない。

そのため、男性からの相談を受けた際に、被害者が避難先を探していたとしても、案内できる場所がほぼないという現状がある。

こうした課題の解決に当たっては、支援の実績や知見を持つ民間団体との協働が必要である。

また、男性や性的マイノリティの DV 被害者は、相談することへの心理的障壁の高さや世間の目などから相談につながりにくい状況がある。

<課題>

行政では未だ十分な取組ができていない、男性や性自認が男性であるトランスジェンダーの DV 被害者が利用できる、保護・自立支援などについて、NPO 等の民間団体と協働して課題解決を図っていきたい。

また、相談につながりにくいという状況の中で、潜在的な被害者へリーチし、今まで手が届いていない人達への支援を広げるには、現場での支援実績があり、きめ細やかな対応が可能な民間団体の知見と協働して、情報の周知・啓発・相談を行うことが効果的である。

協働にあたっては、活用可能な支援策等について、県からの情報提供が可能である。

<想定する事業・取組の例>

- ・男性や性的マイノリティの DV 被害者相談
- ・男性や性的マイノリティの DV 被害者及び同伴家族の一時保護
- ・男性や性的マイノリティの DV 被害者の自立支援
- ・男性や性的マイノリティへの DV に関する周知・啓発
- ・暴力の未然防止のための周知・啓発
- ・相談窓口や支援策の周知